

弘前地区交通安全実施計画

— 改訂版 —

令和4年版

弘前地区交通安全対策会議

は し が き

「弘前地区交通安全対策会議」は、交通安全対策基本法に基づき、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るために、昭和46年11月に当時の弘前市・浪岡町・大鰐町・岩木町・藤崎町・常盤村・相馬村・西目屋村・碓ヶ関の9市町村が共同で設置したもので、その後、平成の市町村合併や警察署の統合を経て、現在は弘前市・藤崎町・板柳町・大鰐町・西目屋村の構成5市町村により各般にわたる対策を講じています。

さて、昨年の全国の交通事故による死者数は2,636人で、警察庁が保有する昭和23年以降の統計で5年連続で戦後最小を更新しました。また、発生件数及び負傷者数は17年連続で減少しました。

青森県においては、負傷者数は減少しましたが、発生件数は対前年で22件増加、死者数は対前年で1名増加しました。

当地区においては、負傷者数は対前年で減少し、死者数については、昨年から1人減少し、3人が亡くなっております。

交通安全対策基本法第26条第1項の規定に基づき策定した第11次弘前地区交通安全計画（令和3年度～7年度）では『交通事故死者数4人以下、交通事故重症者数35人以下』を抑止目標として掲げていますが、令和3年は死者数、重傷者数については目標を達成できたものの、3人の方が亡くなっており、うち2人が65歳以上の高齢者、うち1人が60歳以上となっています。

交通事故は、加害者や被害者、またその家族にも肉体的・精神的・経済的に大きな負担を強いるものであり、交通事故のない安全で安心な社会を築くことは全ての人の願いです。

家庭、学校、職場、そして地域全体で交通安全対策を推進し、交通社会に参加する私たち一人ひとりが交通ルールとマナーを守り、誰もが事故を起こさない、事故に遭わないように心がけることが何よりも大切です。

この実施計画書は、当対策会議の構成地域における交通事故の発生状況を分析し、関係市町村が、関係機関・団体はもとより地域住民と一体となった交通事故防止対策を講じて行くために作成したものです。

令和4年12月

弘前地区交通安全対策会議

目 次

第1章 交通事故の現況

1. 概 況	1
2. 飲酒・暴走運転による交通事故発生状況	2
3. 事故類型別交通事故発生状況	3
4. 路線別交通事故発生状況	3
5. 子どもと高齢者の交通事故発生状況	4
6. 交通事故死者数の推移	5
7. 特定運転者の交通事故発生状況	5
8. 交通死亡事故発生状況	6

第2章 車両台数の推移と交通安全施設等の整備

1. 概 況	7
2. マイカーの推移	7
3. 自動車対策	7
4. 市町村別自動車保有台数	8
5. 自転車対策	8
6. 交通安全施設等整備状況	9

第3章 交通安全教育の推進

1. 生涯にわたる交通安全教育の推進	10
2. 幼児に対する交通安全教育の推進	10
3. 児童生徒に対する交通安全教育の推進	10
4. 成人等に対する交通安全教育の推進	10
5. 高齢者に対する交通安全教育の推進	10

第4章 交通安全に関する普及啓発活動の推進

1. 交通安全運動の推進	12
2. 効果的な広報活動の実施	12
3. 民間団体の主体的な活動の推進	12

第5章 安全運転の確保

1. 運転者教育等の充実	13
2. 安全運転管理の推進	13
3. 交通労働災害の防止等	13
4. 道路交通に関する情報の充実	13
5. 自転車の安全性の確保	13

第6章 被害者対策	
1. 損害賠償の適正化	14
2. 交通災害共済制度への加入	14
3. 救急体制等の整備	15
4. 救急医療体制の整備	16
第7章 令和4年度市町村別交通安全実施計画	17
付表目次	19

第1章 交通事故の現況

1. 概況

① 全国

(単位:件、人、%)

区分\年別	3年	2年	増減数	増減率
発生件数	305,425	309,178	△ 3,753	△ 1.2
死者数	2,636	2,839	△ 203	△ 7.2
負傷者数	361,768	369,476	△ 7,708	△ 2.1

令和3年中の全国の交通事故死者数は2,636人で警察庁が保有する昭和23年以來の統計で最少。一方、65歳以上の高齢者は1,520人で、死者全体に占める割合が、10年連続で5割を超えた。発生件数及び負傷者数は17年連続で減少した。
※令和3年の発生件数及び負傷者数は、速報値である。

② 県内

(単位:件、人、%)

区分\年別	3年	2年	増減数	増減率
発生件数	2,458	2,436	22	0.9
死者数	29	28	1	3.6
負傷者数	2,919	2,939	△ 20	△ 0.7

県内においては、負傷者数は減少したが、発生件数は増加した。死者数は29人で、対前年で1人増加した。死者29人のうち、65歳以上の高齢者は20人で、6割を超えた。

③ 当会議にかかると地区 (以下「当該地区」という。) (付表1)

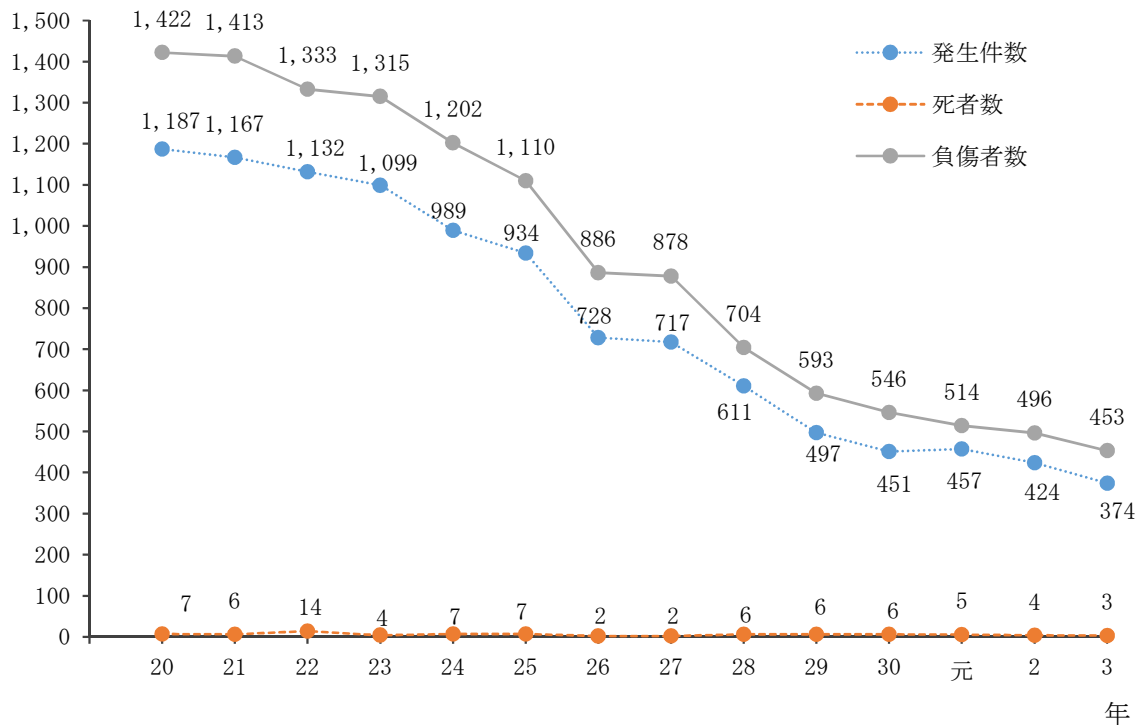
(単位:件、人、%)

区分\年別	3年	2年	増減数	増減率
発生件数	374	424	△ 50	△ 11.8
死者数	3	4	△ 1	△ 25.0
負傷者数	453	496	△ 43	△ 8.7

当該地区においては、発生件数、負傷者数、死者数ともに減少した。下のグラフは平成20年から推移である。発生件数及び負傷者数は減少傾向にある。

当該地区における交通事故状況の推移

(件、人)



2. 飲酒・暴走運転による交通事故発生状況

令和3年中の飲酒・暴走運転による交通事故発生状況は下表のとおりで、発生件数、負傷者数は昨年から増加した。
死者数については昨年から1名減少となり、ゼロとなった。

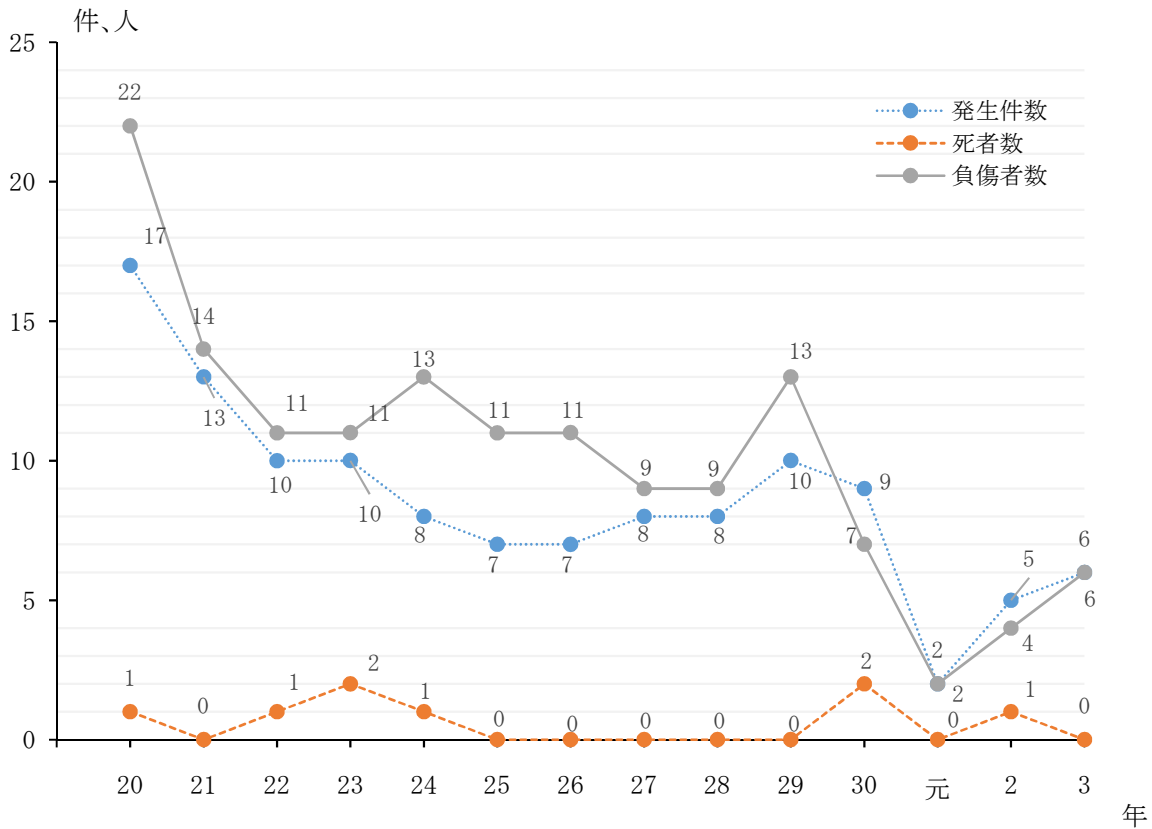
飲酒・暴走運転による交通事故発生状況（令和3年）（単位:件、人）

署別 違反別	弘 前 署					黒石署大鰐交番				
	発生件数	死者数	負傷者数	重傷者	軽傷者	発生件数	死者数	負傷者数	重傷者	軽傷者
飲酒	2	0	2	0	2	1	0	1	1	0
暴走	3	0	3	0	3	0	0	0	0	0
合計	5	0	5	0	5	1	0	1	1	0

違反別	板 柳 署					違反別	合計				
	発生件数	死者数	負傷者数	重傷者	軽傷者		発生件数	死者数	負傷者数	重傷者	軽傷者
飲酒	0	0	0	0	0	飲酒	3	0	3	1	2
暴走	0	0	0	0	0	暴走	3	0	3	0	3
合計	0	0	0	0	0	合計	6	0	6	1	5

※暴走運転は、最高速度違反及び追い越し違反。

飲酒・暴走運転による交通事故の推移



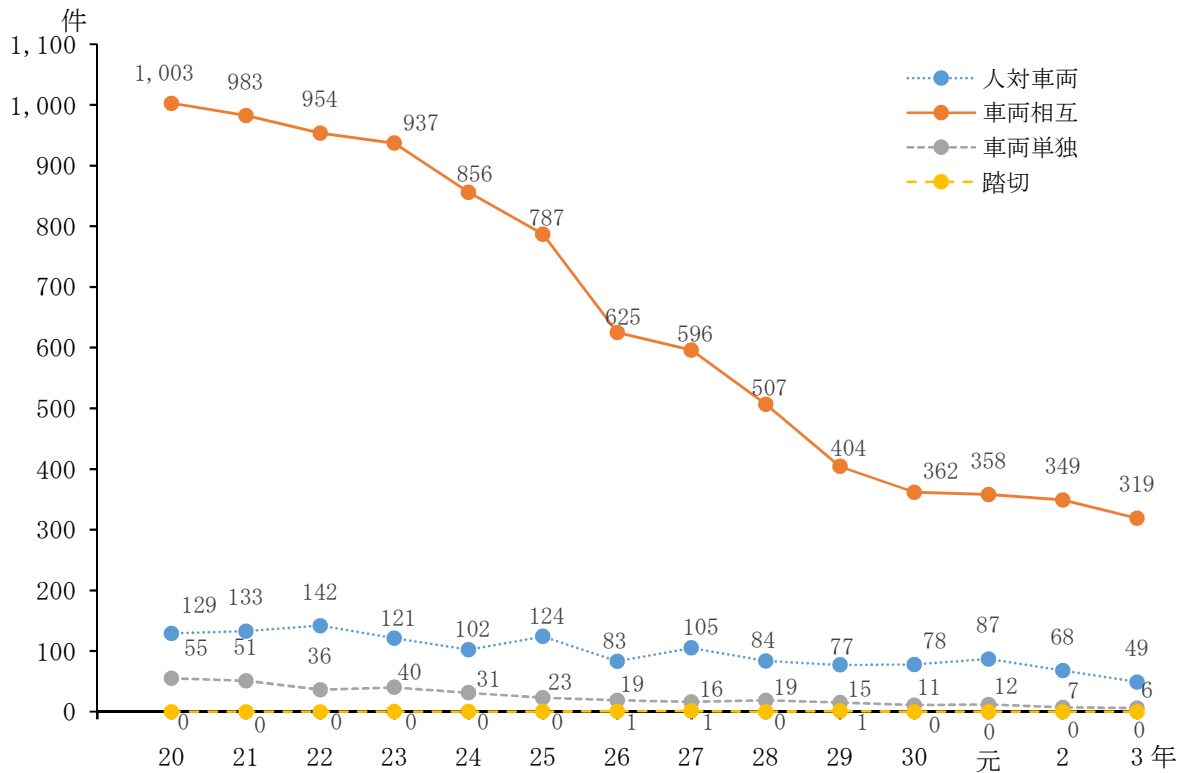
平成20年からの推移を表したのが上のグラフである。

平成14年に、飲酒運転等の判断基準や処罰が厳しくなったが、その後も悪質な飲酒運転は後を絶たず、平成19年9月施行の改正道路交通法では、飲酒運転等に対する処罰をさらに厳しく改正されるとともに、新たに酒類提供者や同乗者への罰則が設けられた。今後も広報活動等の対策を推進し、飲酒運転の根絶を目指していかなければならない。

3. 事故類型別交通事故発生状況（付表2）

下のグラフは事故の類型別の推移を表したものである。
 令和3年の人対車両の事故は49件で、全体の約13%を占めている。内訳は約61%が道路横断中の事故である。人対車両の死亡事故は1件発生した。
 車両相互の事故は319件で、全体の約85%を占めている。内訳は追突約42%、出会い頭約33%、右折時約9%、正面衝突約3%、左折時約4%の順となっている。車両相互の死亡事故は1件発生した。
 車両単独の事故は6件で全体の約2%となっており、工作物への衝突が約50%を占めている。車両単独の死亡事故は1件発生した。

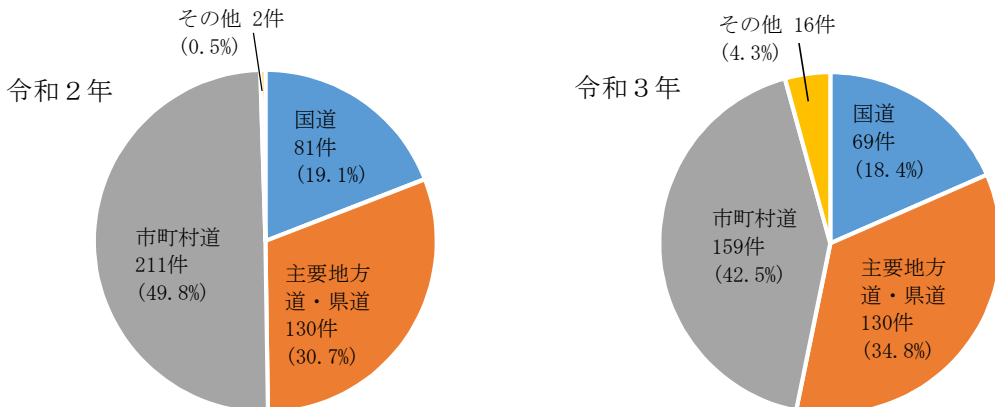
事故類型別交通事故発生状況の推移



4. 路線別交通事故発生状況（付表3）

下のグラフは、交通事故の発生状況を路線別に表したものであり、次のページの表は道路の路線別の延長を表したものである。発生件数は道路の総延長と比例し、市町村道、主要地方道・県道、国道の順となっている。

路線別交通事故発生件数



1 kmあたりの交通事故件数の発生率は、国道1.2件、主要地方道・県道0.4件、市町村道0.1件となっている。また、死亡事故3件は、国道で1件、主要地方道・県道で2件発生した。

路線別道路の総延長

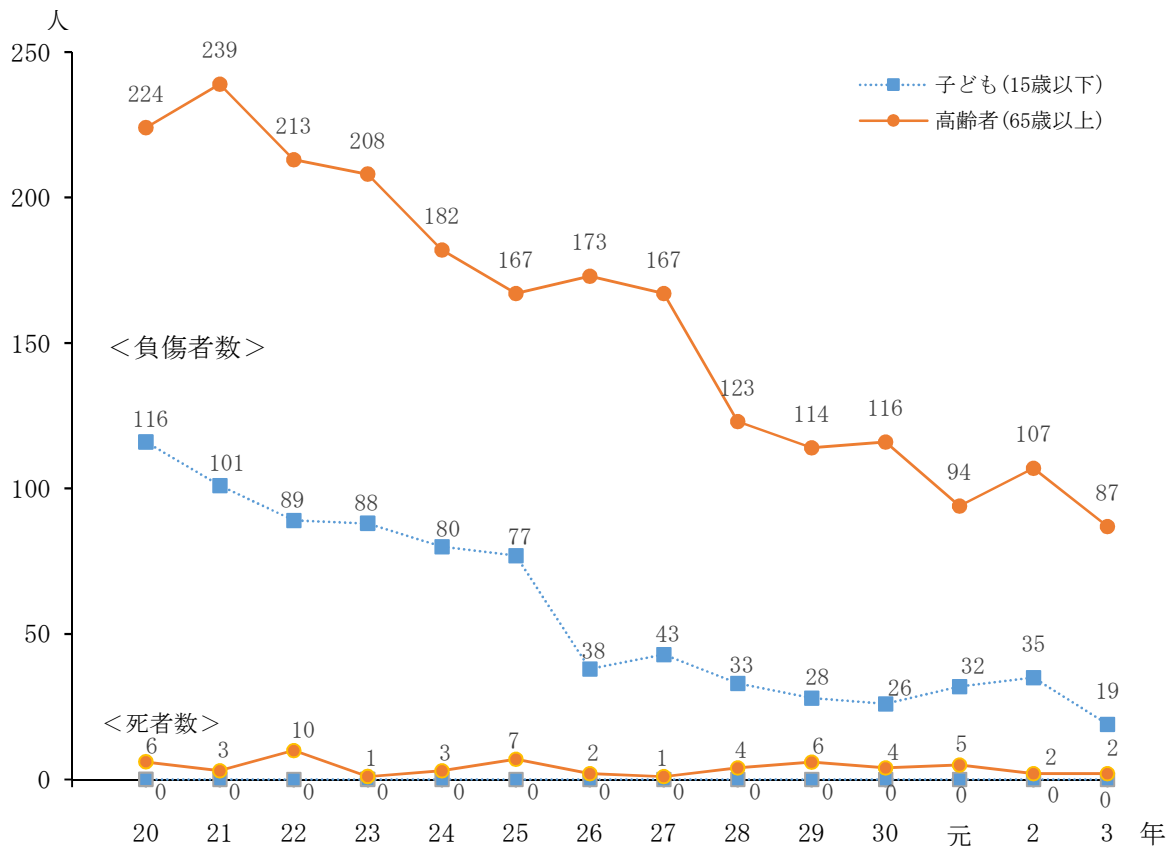
(単位：km)

区分 \ 市町村別	弘前市	藤崎町	板柳町	大鱈町	西目屋村	合計
国道	15.0	13.7	14.0	17.2	0.0	59.9
主要地方道・県道	205.9	31.5	41.7	16.2	54.2	349.5
市町村道	1,449.8	231.5	197.2	210.0	55.4	2,143.9
総延長	1,670.7	276.7	252.9	243.4	109.6	2,553.3

5. 子どもと高齢者の交通事故発生状況（付表7，9）

令和3年の子どもの負傷者数は19人で、その内訳は、幼児4人、小学生10人、中学生5人であった。子どもの死亡事故は、20年連続で発生していない。高齢者は負傷者数が87人、死者数が2人であった。

子どもと高齢者の交通事故死傷者数の推移

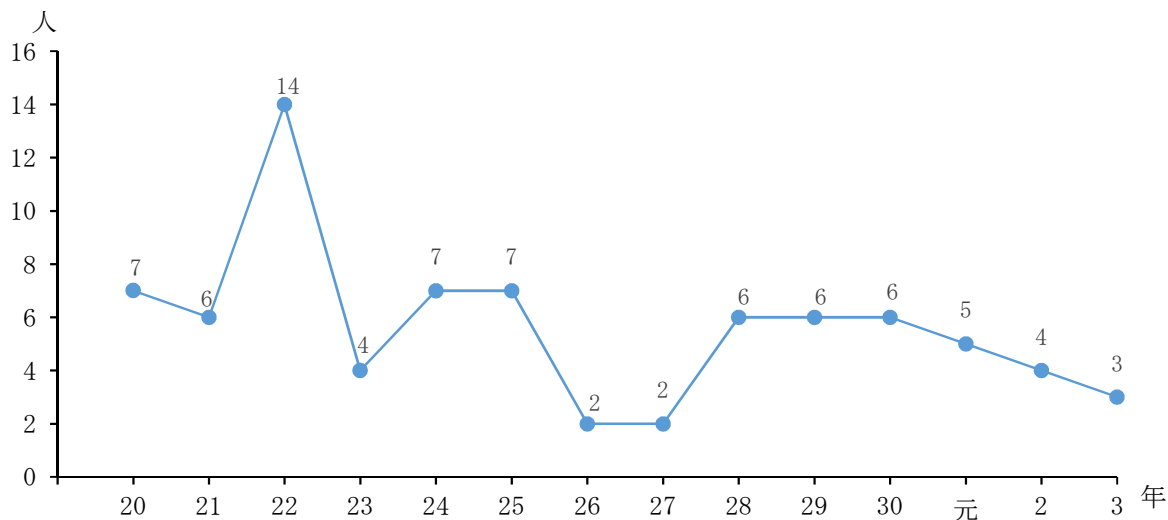


6. 交通事故死者数の推移（付表1）

下のグラフは、平成20年からの当該地区における交通事故死者数の推移を表したものである。令和3年は60歳以上65歳未満が1人、70代が1人、80代が1人となっている。

なお、令和3年12月末までの「交通死亡事故ゼロ」日数は、次のとおり。

◎ 弘前市 58日 ◎ 藤崎町 53日 ◎ 大鰐町 1,978日 ◎ 西目屋村 3,860日 ◎ 板柳町 474日



7. 特定運転者の交通事故発生状況（付表8）

下表は、令和3年における16歳から24歳以下の若年ドライバー及び65歳以上の高齢ドライバーが第1当事者になっている交通事故の状況と全体の交通事故に占める割合を、警察署管内別に表したものである。

(注) 第1当事者（交通事故の当事者のうち、過失が最も重い者又は過失が同程度の場合は被害が最も軽い者をいう。）

(単位:件、人、%)

署別 区分		弘前署		黒石署 大鰐交番		板柳署		合計	
		件数、人数	構成比	件数、人数	構成比	件数、人数	構成比	件数、人数	構成比
若年	発生件数	44	13.1%	1	9.1%	6	22.2%	51	13.6%
	死者数	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	負傷者数	52	12.7%	1	9.1%	6	19.4%	59	13.0%
高齢者	発生件数	97	28.9%	4	36.4%	4	14.8%	105	28.1%
	死者数	2	66.7%	0	0.0%	0	0.0%	2	66.7%
	負傷者数	109	26.5%	4	36.4%	4	12.9%	117	25.8%

8. 交通死亡事故発生状況

弘前警察署管内（令和3年）

No.	発生日時	発生場所	第1当事者	第2当事者	事故概要
1	7月30日(金) 14時30分頃 雨	弘前市大字裾野 主要地方道 単路	男性 88歳	ガードレール	普通乗用車が直線単路を進行中、左側のガードレールと衝突した直後、後続車が同車に衝突。（第1当事者死亡）
2	11月3日(水) 21時09分頃 曇	弘前市石川 県道 単路	女性 69歳	男性 77歳	普通乗用車が直線単路を進行中、同一方向へ進行中の自転車に追突。（第2当事者死亡）
3	11月8日(月) 2時45分 晴	藤崎町水木 国道7号 単路	男性 51歳	女性 62歳	普通貨物車が直線単路を進行中、車道上で歩行者と衝突。（第2当事者死亡）

第2章 車両台数の推移と交通安全施設等の整備

1. 概況

当該地区の自動車保有台数は、平成19年度に初めて減少したのち、平成23年度以降7年連続の増加となっていたが、平成30年度は減少した。令和元年度に再び増加したものの、令和2年度と令和3年度は減少となった。全国的にみると、軽自動車保有台数の伸びにより増加傾向にある。

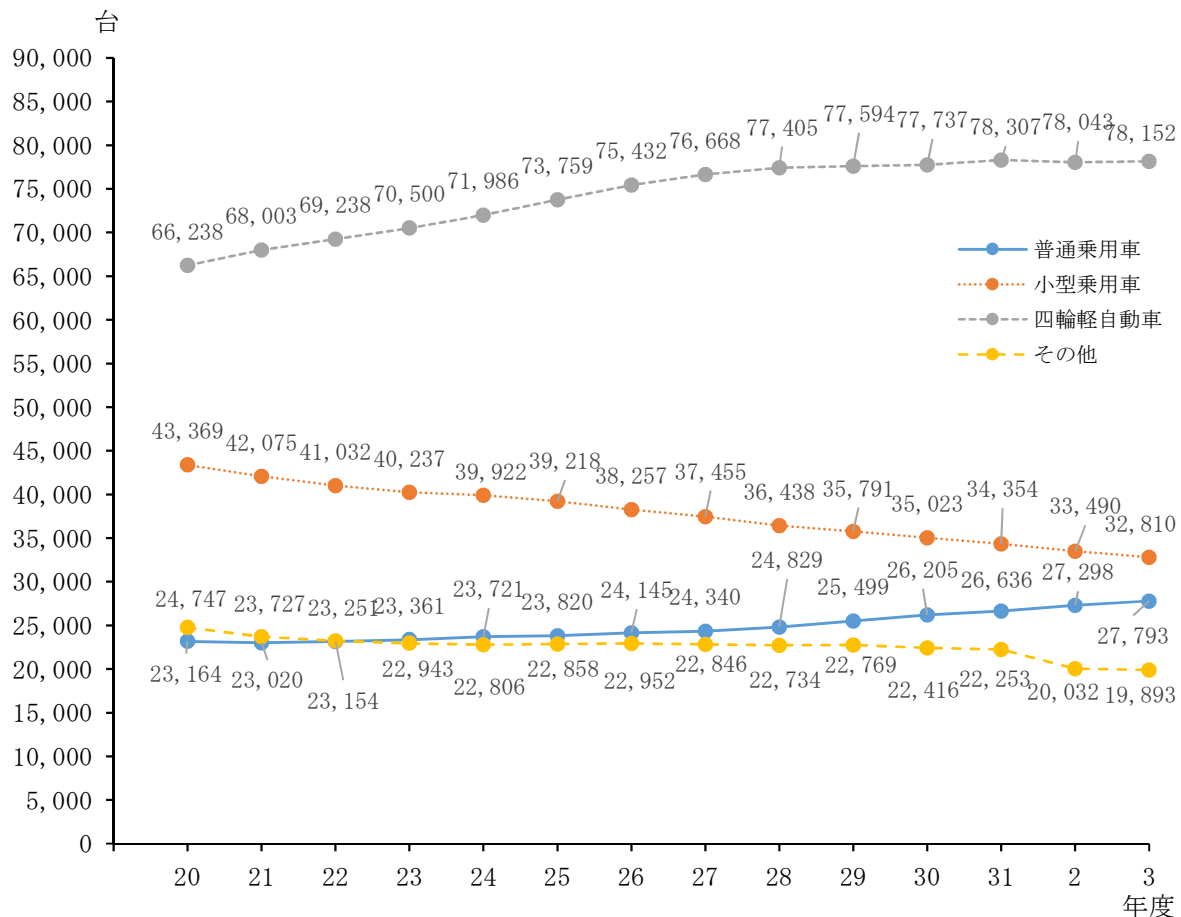
なお、地区住民当たりの保有台数は、0.78人に1台となっている。

2. マイカーの推移

下のグラフは、主にマイカーとして使用されている普通乗用車・小型乗用車及び四輪軽自動車とその他車両の保有台数の推移を表したものである。

自動車の種類別では、四輪軽自動車が小型乗用車に替わり平成14年度から最多台数となり、増加を続け、令和2年度に減少したものの再び増加している。また、普通乗用車も増加傾向にあるが、小型乗用車は減少が続いている。

主な車の保有台数の推移



3. 自動車対策

道路交通の安全と円滑化を図るため、各市町村とも交通安全施設の整備を推進するとともに、冬期の安全な道路交通を確保するため、冬期積雪・凍結路面对策として、適時適切な除雪や凍結防止材の散布、流雪溝やチェーン脱着場等の整備を推進していく必要がある。

また、総合的な駐車対策の推進が必要であり、駐車場の確保や違法駐車危険性・迷惑性に関する情報の提供、排除のための広報啓発、違法駐車防止対策等にも取り組みが求められている。

4. 市町村別自動車保有台数

◎ 令和3年3月31日現在

単位：台

市町村別	貨物車			乗合車		乗用車		特種用途車	大型特殊車	小型二輪	軽自動車		合計
	普通車	小型車	被牽引車	普通車	小型車	普通車	小型車				四輪	特種	
弘前市	3,642	6,167	104	167	250	22,903	26,980	2,520	1,319	1,612	60,968	311	126,943
藤崎町	375	640	10	6	12	1,933	2,371	248	137	186	6,422	31	12,371
板柳町	336	466	2	10	13	1,672	1,950	190	75	178	6,334	35	11,261
大鱈町	110	331	0	7	13	1,097	1,312	76	55	84	3,778	15	6,878
西目屋村	30	63	0	2	6	188	197	24	23	7	650	5	1,195
合計A	4,493	7,667	116	192	294	27,793	32,810	3,058	1,609	2,067	78,152	397	158,648
前年比 A-B	△ 74	△ 121	△ 3	6	△ 10	495	△ 680	△ 1	8	48	109	8	△ 215

◎ 令和2年3月31日現在

(単位：台)

市町村別	貨物車			乗合車		乗用車		特種用途車	大型特殊車	小型二輪	軽自動車		合計
	普通車	小型車	被牽引車	普通車	小型車	普通車	小型車				四輪	特種	
弘前市	3,688	6,264	106	161	259	22,452	27,525	2,513	1,302	1,584	60,872	313	127,039
藤崎町	387	641	11	5	12	1,911	2,394	252	144	179	6,387	26	12,349
板柳町	342	477	2	10	14	1,661	1,991	190	75	169	6,330	34	11,295
大鱈町	118	343	0	7	14	1,087	1,376	82	56	79	3,804	11	6,977
西目屋村	32	63	0	3	5	187	204	22	24	8	650	5	1,203
合計B	4,567	7,788	119	186	304	27,298	33,490	3,059	1,601	2,019	78,043	389	158,863

5. 自転車対策

自転車は、環境に優しく健康増進にもなる手軽な乗り物として、通勤・通学・買い物などに幅広く利用されている。その反面、歩道上や広場などに放置された自転車が他の通行を妨げたり、夜間の無灯火走行、並列走行、携帯電話・スマートフォンやヘッドホン・イヤホンを使用しながら走行するなど、自転車利用者のマナーの悪さを指摘する声も多くなっている。また、自動車との事故は重大事故につながる危険性が高く、歩行者との事故は加害者にもなりうるものであり、自転車保険への加入促進を図るとともに、関係機関・団体と協力して交通マナーの向上を図っていく必要がある。

6. 交通安全施設等整備状況（令和3年度）

令和3年度における当該地区の交通安全施設の整備状況は下表のとおりで、総額約2億8千7百万円となっており、前年比約1億2百万円の増となっている。

交通安全施設の整備は、交通安全教育とともに事故防止の大きな柱であるので、今後も計画的に整備を進めていく必要があり、事故多発箇所や危険箇所の把握についても関係機関・団体の協力を得ながら効果的に整備を図っていく必要がある。

（事業費：千円）

区分	歩道	照明灯	防護柵	道路標識	区画面線	自転車道		交差点改良	歩道切下げ	デリ視線誘導標（エータ）	ロードミラー	凍結抑制舗装等	合計	
						専用道	併用道							
単位	(m)	(基)	(m)	(本)	(m)	(m)	(m)	(箇所)	(箇所)	(本)	(本)	(m)		
弘前市	事業量	392	29	571	2	69,427	0	0	4	1	31	24	0	
	事業費	51,845	26,378	11,451	201	19,347	0	0	106,127	264	1,074	4,936	0	221,623
藤崎町	事業量	0	0	0	0	4,776	0	0	0	0	0	4	0	
	事業費	0	0	0	0	1,137	0	0	0	0	0	199	0	1,336
板柳町	事業量	409	0	0	0	6,121	0	0	0	0	40	3	0	
	事業費	56,576	0	0	0	2,432	0	0	0	0	1,000	149	0	60,157
大鱈町	事業量	0	3	119	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
	事業費	0	745	1,848	0	0	0	0	0	0	0	352	0	2,945
西目屋村	事業量	0	2	24	0	752	0	0	0	0	2	2	0	
	事業費	0	273	622	0	168	0	0	0	0	40	146	0	1,249
合計	事業量	801	34	714	2	81,076	0	0	4	1	73	34	0	
	事業費	108,421	27,396	13,921	201	23,084	0	0	106,127	264	2,114	5,782	0	287,310

第3章 交通安全教育の推進

1. 生涯にわたる交通安全教育の推進

自他の生命尊重という理念のもとに、交通社会の一員としての責任を自覚した良き社会人の育成を基本方針とし、心身の発達段階・成長過程に合わせ、道路交通への参加の態様等に応じた豊富な教育機会を確保するため、平成10年に国家公安委員会告示として公表された「交通安全教育指針」に基づき、適正な交通の方法等を自主的に取得する意欲を高めるとともに、段階的かつ体系的な交通安全教育の実施を図っていく。

2. 幼児に対する交通安全教育の推進

幼児に対する交通安全教育については、歩行者としての初歩的な心構えを習得させるとともに、成長に伴う様々な態様で道路を安全に通行する際の基本的な技能及び知識の習得を図るため、認定こども園・幼稚園・保育所及び市町村が行う交通安全教室などで、継続的・計画的な教育を行う。

また、幼児の保護者が常に幼児の手本となって安全に道路を通行するなど、家庭において適切な指導ができるよう、市町村・警察署・交通安全協会等と連携をとりながら、広報啓発活動を推進していく。

3. 児童生徒に対する交通安全教育の推進

児童生徒に対しては、学校における教育活動全体を通じて心身の発達や地域の実情に応じ、大多数が将来運転者となる現状を踏まえながら、交通安全教育を計画的に実施する。

小学生には、歩行者・自転車利用者として安全な歩行の仕方や交通ルールの意味など必要な知識と技術を習得させるとともに、道路交通における危険を予測し、それらを回避して安全に通行する意識と能力を高めさせる。

中学生には、特に自転車で安全に道路を通行させるために必要な技能と知識を習得させるとともに、道路を通行する場合に他の人々の安全にも配慮できるような交通社会の一員であるという自覚を持たせる。

高校生には、自転車・二輪車の運転者として交通ルールを守るだけでなく、近い将来自動車の運転者となる立場を自覚させ、交通社会の一員としての責任を持った行動ができるようにする。

そのため、各校長会・生徒指導協議会をはじめ、警察署・教育委員会・関係団体と連携をとりながら、心身の発達状況に応じて体系的な安全教育の推進を図る。

また、自転車事故における加害者の責任についても知ってもらい自転車保険等への加入促進を促す。

4. 成人等に対する交通安全教育の推進

大学生・専修学校生等に対しては、学生の自転車や二輪車・自動車の事故・利用実態に応じた交通安全教育の充実に努める。

成人に対しては、自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得後の運転者の教育を中心に安全教育を図っていく必要がある。

そのために、事業所等に勤務する運転者については、安全運転管理者協会等と連携を密にして職域毎の講習会を計画的に実施し、職場ぐるみでの交通安全意識の高揚を図る。

また、運転免許を取得しない若者の増加に鑑み、運転免許を持たない若者や成人が交通安全について学ぶ機会を設けるよう努める。

5. 高齢者に対する交通安全教育の推進

高齢者に対しては、交通ルールの知識に差があり、「横断違反」の割合が高い実態を踏まえ、歩行中・自転車や自動車乗車中の危険性について、あらゆる機会を捉えて指導していく。特に、加齢に伴う身体機能の変化や自動車の特性等を充分認識できるよう「参加・体験・実践型」の教育の場を提供するとともに、運転免許証の自主返納を働きかけていく。

地域における高齢者の安全運転の普及を推進していくためシルバーリーダー及び地域の高齢者に影響力のある者を対象とした教育の場の確保に努める。

そのために、各老人クラブや町内会等と連携をとりながら、反射材の着用推進など交通安全思想の啓発を積極的に図っていく。

市町村名	具体的な教室・対策の内容（計画案含む）
弘前市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 老人クラブ数 115クラブ 1. 参加体験型の夜間交通安全教室の実施 2. 老人クラブ連合会や町会連合会の協力を得て交通安全教室を実施 3. 反射材の配布及び着用の励行
藤崎町	<ul style="list-style-type: none"> ○ 老人クラブ数 38クラブ 1. 交通安全・生活安全・防火総決起大会の実施 2. 反射材の配布及び着用の励行 3. 交通安全教室の実施
板柳町	<ul style="list-style-type: none"> ○ 老人クラブ数 22クラブ 1. いきいき大学での交通安全教室 2. 反射材の配布及び着用の励行
大鰯町	<ul style="list-style-type: none"> ○ 老人クラブ数 11クラブ 1. 交通安全教室の実施 2. 高齢者世帯訪問時に反射材の配布及び貼付け活動の実施 3. 街頭での反射材の配布及び着用の励行
西目屋村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 老人クラブ数 3クラブ 1. 老人クラブ、保育園等と交通安全街頭広報の実施 2. 高齢者社会教育事業にて交通安全教室の実施 3. 夜間反射材の配布及び着用の励行

上の表のとおり、各市町村とも老人クラブと連携を取りながら交通安全教育を進めているが、老人クラブ未加入者への交通安全教育が課題となっている。

第4章 交通安全に関する普及啓発活動の推進

1. 交通安全運動の推進

交通事故の防止には、道路や交通信号機などの交通安全施設の整備とともに地域住民一人ひとりの交通モラルの向上、交通安全意識の高揚など、いわゆる交通安全に関する普及啓発活動の推進が重要である。

各市町村においては、春・夏・秋・冬の全国的又は全県的に実施される交通安全運動に呼応して、幅広い運動を強力に実施する。そのためには、単に交通安全関係者のみならず、地域住民の参加を積極的に促進するとともに、各市町村の実情と時代に即した運動を展開していく。

交通安全の運動重点は、歩行者、自転車、自動車運転者の交通事故防止、夕暮れや夜間の交通事故防止等、時節や交通情勢を反映した事項を設定し、関係機関・団体や職域、町内会等を通じて浸透を図るとともに、街頭啓発活動などの運動を推進していく。

さらに、交通安全に対する住民の意識の向上を図り、「交通事故死ゼロを目指す日」を春及び秋の全国交通安全運動期間中に設定し、街頭キャンペーンや政府広報を活用した広報活動、交通関係団体による広報啓発活動を積極的に展開する。

なお、信号機のない横断歩道での死亡事故では、自動車の横断歩道手前での減速が不十分なものが多いため、運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるため、交通安全教育や交通指導取締り等を推進する。

一般社団法人日本自動車連盟の信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査の結果も参考に、一時停止率の向上を地域と一体となって取り組んでいく。

また、自転車は、配達や通勤・通学を始め、様々な目的で利用されているが、交通ルールに関する理解が不十分なことも背景として、ルールやマナーに違反する行動が多いため、交通安全教育等の充実を図る。

2. 効果的な広報の実施

交通安全に関する広報については、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等のあらゆる広報媒体を活用して、交通事故等の実態を踏まえた広報や日常生活に密着した内容の広報等、具体的で訴求力の高い内容を重点的かつ集中的に実施するなど、実効性のある広報を行う。

3. 民間団体の主体的な活動の推進

交通安全活動は、行政の実施する施策とともに、民間団体が果たしている役割の重要性が極めて高いものである。そのため、交通安全協会、交通安全母の会、町内会、老人クラブ等のボランティア活動を積極的に支援していく必要がある。

各市町村においては、これらの民間団体が行う各種交通安全活動に対して、財政的支援又は活動に関して必要な物資や資料の提供などを行っていく。

特に、町内会や老人クラブ等の場合には、事業の実施に関して、関係機関・団体等の協力体制の強化を図る必要がある。

地域の状況に応じた交通安全教育を行う指導者や団体等を育成し、民間団体・交通ボランティア等が主体となった交通安全教育・普及啓発活動の促進を図る。

また、交通安全に係るボランティア等の高齢化が進展する中、取り組みを次世代につないでいくよう幅広い年代の参画に努める。

第5章 安全運転の確保

1. 運転者教育等の充実

安全運転に必要な知識及び技能を身に付けた上で安全運転を実践できる運転者を育成するため、免許取得前から、安全意識を醸成する交通安全教育の充実を図るとともに、免許取得時及び免許取得後においては、実際の交通場面で安全に運転する能力を向上させるための教育に努める。

また、後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用及び二輪乗車時におけるヘルメットの正しい着用の徹底のほか、高齢運転者対策の充実を図るため、関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等のあらゆる機会を通じて啓発活動を積極的に行う。

2. 安全運転管理の推進

企業内の安全運転管理体制の充実強化を図るため、安全運転管理者及び副安全運転管理者の資質の向上に努める。今後も、警察署や安全運転管理者協会との連携を密にし、研修会や講習会等の開催を積極的に推進し、事業所内で交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適切に行われるよう安全運転管理者等を指導する。

また、安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図るための啓発を推進するとともに、事業者が実施する各種交通安全教育に支援する。

また、安全運転管理者未選任事業所の一掃に努めていく。

3. 交通労働災害の防止等

関係機関・団体と連携し、交通労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底を行うことにより、事業所における管理体制の確立、適正な労働時間等の管理、適正な走行管理、運転者に対する教育、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚等を促進する。

4. 道路交通に関する情報の充実

道路交通の安全を確保するため、気象情報や災害発生等の各種情報を道路利用者へ提供する情報提供装置などの整備の促進に努める。

5. 車両の安全性の確保

車両安全対策の普及促進に当たっては、安全性に関する基準の拡充・強化のみならず、自動車製作者や研究機関等による安全な自動車の開発を促進する方策や使用者による安全な自動車の選択を促進する方策等の誘導的施策を連携させ、基礎研究から実用・普及までの各段階に応じて適切に講じていく。

また、自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成するとともに、近年、自転車が加害者となる事故に関し、高額な賠償額となるケースもあり、こうした賠償責任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の救済の十全を図るため、関係事業者の協力を得つつ、損害賠償責任保険等への加入を促進する。

第6章 被害者対策

1. 損害賠償の適正化

ア. 保険加入の促進

交通事故による被害者に対する賠償義務の十分な履行を担保するものとして、車両の保有者に対して保険の加入を啓発していくとともに、原動機付自転車の自賠責保険の加入促進に努める。

近年、自転車加害者となる事故に関し、高額な賠償額となるケースもあるため、「青森県自転車の安全な利用等の促進に関する条例」に基づき損害賠償責任保険等への加入を促進する。

イ. 交通事故相談活動の推進

交通事故相談業務の円滑・適正化を図り、関係機関・団体等との連絡協調を促進するとともに、相談内容の多様化・複雑化に対処するため、相談員の資質の向上に努める。また、各市町村の広報紙等の積極的な活用により、交通事故相談活動の周知徹底を図り、交通事故の当事者に対して広く相談の機会を提供していく。

(R3. 1. 1～R3. 12. 31)

区分 市町村別	窓口の名称	相談員数		利用状況	
		交通事故専任	兼任	相談件数	うち交通事故
弘前市	市民生活センター	0人	2人	495件	3件

※上記のほか、県庁舎北棟には、「青森県交通事故相談所」があり、平日の午前9時から午後4時まで電話等での相談を受けている。

青森県交通事故相談所の相談状況（当該地区分）

(R3. 1. 1～R3. 12. 31)

市町村	弘前市	藤崎町	板柳町	大鰐町	西目屋村
相談件数	24件	4件	2件	0件	0件

2. 交通災害共済制度への加入

交通事故による被災者を救済するため、当該地区においても、青森県交通災害共済組合への加入促進を積極的に図っていく。

令和2年度 青森県交通災害共済実績（当該地区分）

市町村名	加入人員(人)	加入率(%)	会員収入(円)	給付件数(件)	給付金額(円)
弘前市	35,356	20.95	12,374,600	137	8,060,000
藤崎町	7,652	52.40	2,605,850	18	960,000
板柳町	4,699	36.61	1,633,750	7	350,000
大鰐町	3,856	44.67	1,323,850	16	680,000
西目屋村	938	70.63	325,350	1	70,000
合計	52,501	25.47	18,263,400	179	10,120,000

- ・当該地区の加入率は、25.47%。
- ・給付件数は179件。給付金額は10,120千円で、1件あたり約56,536円。
- ・令和3年度目標加入率は各自治体とも概ね35%以上としている。

3. 救急体制等の整備

ア. 救急隊員の配置状況

当該地区の救急隊員の配置状況は、下表のとおりであるが、救急現場及び搬送途上における応急処置範囲は拡大しており、救命率の向上を図るため、救急救命士の育成に努めていかなければならない。

弘前地区消防事務組合 (単位：人)

年次	職員総数	うち救急隊員	うち救急救命士
3年	428	225	113
2年	433	234	111

イ. 救急車の配置状況

弘前地区消防事務組合

配置署・分署	形式	台数(台)
弘前消防署	高規格救急車	1
弘前消防署 藤代分署	高規格救急車	1
弘前消防署 西北分署	高規格救急車	1
弘前消防署 西分署	高規格救急車	1
弘前消防署 目屋分署	高規格救急車	1
東消防署	高規格救急車	1
東消防署 柘形分署	高規格救急車	1
東消防署 北分署	高規格救急車	1
東消防署 南分署	高規格救急車	1
黒石消防署	高規格救急車	1
黒石消防署 田舎館分署	高規格救急車	1
黒石消防署 山形分署	高規格救急車	1
平川消防署	高規格救急車	1
平川消防署 碓ヶ関分署	高規格救急車	1
板柳消防署	高規格救急車	1

ウ. 救急車の出動回数及び搬送人員の状況

交通事故による出動回数及び搬送人員は、昨年引き続きともに減少した。負傷者の救命を図り、被害を最小限にとどめるため、迅速な救急活動が要求される。

弘前地区消防事務組合 (単位：回、人、%)

区分 年次	出動回数			搬送人員		
	総数	うち交通事故	比率	総数	うち交通事故	比率
3年	10,670	505	4.7	9,717	450	4.6
2年	9,962	501	5.0	9,064	472	5.0
前年との比較	708	4	△ 0.3	653	△ 22	△ 0.4

4. 救急医療体制の整備

ア. 救急告示病院

交通事故による負傷など、救急を要する傷病に適切な対処をするためには、医療体制の整備が重要であり、当該地区においては下記の医療機関が救急告示病院となっている。

(令和4年10月1日現在)

市町村名	医療機関名
弘前市	独立行政法人国立病院機構 弘前総合医療センター 弘前大学医学部附属病院 津軽保健生活協同組合 健生病院 医療法人弘愛会 弘愛会病院 医療法人元秀会 弘前小野病院 一般財団法人医療と育成のための研究所清明会 弘前中央病院 医療法人北桜会 弘前メディカルセンター 一般財団法人黎明郷 弘前脳卒中・リハビリテーションセンター 一般財団法人医療と育成のための研究所清明会 鳴海病院
藤崎町	医療法人ときわ会 ときわ会病院
板柳町	町立板柳中央病院
大鰐町	町立大鰐病院

イ. 病院群輪番制

休日・夜間に入院又は手術が必要な患者に対応するための第二次救急医療機関は下記のとおりであり、内科・外科系の重傷救急患者の診療を病院群輪番制方式で実施している。

(令和4年10月1日現在)

市町村名	医療機関名
弘前市	独立行政法人国立病院機構 弘前総合医療センター
	津軽保健生活協同組合 健生病院
	弘前大学医学部附属病院

ウ. その他

重篤な救急患者の医療を確保するため、弘前大学医学部附属病院には、高度救命救急センターが設けられている。

第 7 章 令和 4 年度市町村別交通安全実施計画

市町村名		弘 前 市	藤 崎 町	
項目	市町村名			
1	交通安全担当課名	地域交通課	総務課	
2	年間の交通安全運動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 春夏秋冬の交通安全運動 ・ 春は交通安全市民総決起大会及びパレード等 ・ 夏、秋、冬は街頭啓発運動 ・ 広報車による巡回広報 ・ 違法駐車防止活動 ・ 信号機のない横断歩道歩行者優先の取り組み ・ 自転車の安全利用の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 春夏秋の交通安全運動 ・ 期間中、広報紙による広報活動及び街頭啓発活動 ・ 交通安全、生活安全、防火総決起大会（夏） ・ 信号機のない横断歩道歩行者優先の取り組み ・ 自転車の安全利用の推進 	
3	年間の交通安全関係事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新入学児童への黄色安全帽及びランドセルカバーの配布 ・ 反射材等の交通安全啓発グッズの配布 ・ 交通整理員の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新入学児童への黄色安全帽及び啓発資料等の配布 ・ 交通安全立看板、のぼり旗の設置 交通整理員の配置 	
4	交通安全教育	① 幼児の交通安全教育クラブ		
		② 幼児交通安全教育実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前期（4月～9月）全施設を対象に交通広場で実施 ・ 後期（10月～2月）施設を隔年で巡回して実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各保育所（園）主体での交通安全教室の実施 ・ 弘前市の交通広場での交通安全教室の実施
		③ 施設職員及び母親に対する研修等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の交通安全教育を施設の参観日に実施した場合、施設職員及び保護者に子どもと一緒に参加してもらう 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種研修会への参加
		④ 小中学校に対する交通安全教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校主体による実施（安全な歩行、自転車の安全な乗り方） ・ 小学生へ信号機のない横断歩道渡り方の指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車教室の実施 ・ 新入学児童に対しての街頭指導
		⑤ 高齢者交通安全教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加体験型の夜間交通安全教室の実施（体験教室 1回/年、出張教室 4中学校区/年） ・ 老人クラブや町会における交通安全教室の実施 ・ 反射材の着用励行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全母の会、老人クラブにおける交通安全教室の実施
		⑥ 運転者対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 街頭啓発活動でのチラシ等の配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙による啓発
5	交通安全の推進体制	① 交通安全対策関係会議の運営並びに行事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弘前市交通安全対策連絡会 ・ 交通安全市民総決起大会及びパレードの実施 ・ 各種街頭啓発活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 藤崎町交通安全対策協議会 交通安全街頭指導の実施 交通安全、生活安全、防火総決起大会の実施
		② 地域交通安全推進体制の確立（民間団体の育成）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察署、交通安全協会、町会連合会と連携をとり、組織の強化を図り援助を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察署、交通安全協会、交通安全母の会と連携をとり、組織の強化を図り援助を行う
		③ 交通安全功労者、功労団体等表彰	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時宜に応じて実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時宜に応じて実施

板 柳 町	大 鰐 町	西 目 屋 村
総務課	住民生活課	総務課
<ul style="list-style-type: none"> ○ 春夏秋冬の交通安全運動 ・ 期間中、広報紙・ホームページによる広報活動及び各種団体と連携しての街頭啓発活動 ・ 信号機のない横断歩道歩行者優先の取り組み ・ 自転車の安全利用の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 春夏秋冬の交通安全運動 ・ 広報車、広報誌、防災行政無線による広報活動 ・ 街頭での交通安全指導 ・ 信号機のない横断歩道歩行者優先の取り組み ・ 自転車の安全利用の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 春夏秋冬の交通安全運動 ・ 交通安全パレード ・ 街頭広報（パンフレット等配布） ・ 村内主要事業所の巡回 ・ 広報誌等掲載 ・ チラシ等の毎戸配布 ・ 村ケーブルテレビにおける交通安全啓発動画の放映 ・ 信号機のない横断歩道歩行者優先の取り組み ・ 自転車の安全利用の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所児童への黄色安全帽の配布 ・ 新入学児童への黄色安全帽及びランドセルカバーの配布 ・ 交通安全のぼり旗の設置 ・ 交通整理員の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新入学児童への黄色安全帽の配布 ・ 広報誌、チラシ等の配布 ・ 交通安全のぼり旗の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新入学児童への黄色安全帽の配布 ・ 児童への交差点横断指導 ・ 交通安全のぼり旗の設置 ・ 広報誌、チラシ等配布 ・ 村ケーブルテレビにおける交通安全啓発動画の放映
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各保育所主体での交通安全教室の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各保育園主体による交通安全教室の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弘前市の交通広場での交通安全教室の実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種研修会への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種研修会への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種研修会等への参加
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校主体による実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校主体による実施 ・ 自転車等の街頭指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校主体による実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会教育事業における交通安全教室の実施 ・ 反射材の着用励行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 街頭及び高齢者宅世帯訪問における反射材の貼付活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老人クラブ連合会、社会教育事業における交通安全教室の実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙による啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 街頭指導でのマスコット、チラシ等の配布活動 ・ 街頭での交通安全街頭監視活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ パンフレット等の配布
<ul style="list-style-type: none"> ・ 板柳町交通安全対策協議会 ・ 総会、各種大会への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大鰐町交通安全対策協議会 ・ 交通安全街頭監視の実施 ・ 総会、各種大会への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西目屋村交通安全対策協議会 ・ 総会、各種大会への参加等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察署、交番、交通安全協会、交通安全母の会と連携をとり、組織の強化を図り、援助を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交番、交通安全協会、交通安全母の会と連携をとり、組織の強化を図り、援助を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全協会村支部、交通安全母の会と連携をとり、組織の強化を図り活動の援助を行う
<ul style="list-style-type: none"> ・ 時宜に応じて実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時宜に応じて実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時宜に応じて実施

付 表 目 次

1. 市町村別交通事故の推移	20
2. 市町村別事故類型別交通事故発生状況	21
3. 路線別交通事故発生状況	22
4. 市町村別年齢別交通事故死者数	23
5. 各署別月別交通事故発生状況	24
6. 各署別時間別交通事故発生状況	24
7. 市町村別子どもの交通事故発生状況	25
8. 各署別特定運転者による交通事故発生状況	26
9. 各署別高齢者の死者数・負傷者数	26
10. 市町村別免許人口	27

付表 1. 市町村別交通事故の推移

(単位：件、人)

年	署別		弘前署			小 計	黒石署 大鱧交番	板柳署	合 計
	市町村別		弘 前 市	藤 崎 町	西 目 屋 村		大 鱧 町	板 柳 町	
	区分								
平成 27年	発生件数		577	60	2	639	16	62	717
	死者数		2	0	0	2	0	0	2
	負傷者数		688	79	3	770	22	86	878
平成 28年	発生件数		495	55	0	550	22	39	611
	死者数		4	1	0	5	1	0	6
	負傷者数		556	70	0	626	30	48	704
平成 29年	発生件数		409	43	1	453	10	34	497
	死者数		5	0	0	5	0	1	6
	負傷者数		468	59	1	528	12	53	593
平成 30年	発生件数		367	31	0	398	21	32	451
	死者数		4	0	0	4	0	2	6
	負傷者数		443	42	0	485	24	37	546
令和 元年	発生件数		362	53	0	415	12	30	457
	死者数		4	1	0	5	0	0	5
	負傷者数		402	64	0	466	16	32	514
令和 2年	発生件数		344	43	1	388	10	26	424
	死者数		3	0	0	3	0	1	4
	負傷者数		397	56	1	454	13	29	496
	重傷者数		30	2	0	32	2	1	35
	軽傷者数		367	54	1	422	11	28	461
令和 3年	発生件数		308	28	0	336	11	27	374
	死者数		2	1	0	3	0	0	3
	負傷者数		379	32	0	411	11	31	453
	重傷者数		16	1	0	17	2	2	21
	軽傷者数		363	31	0	394	9	29	432

付表2. 市町村別事故類型別交通事故発生状況

(単位: 件、人)

区分	人対車両						車両相互						車両単独						踏切						
	発生件数			死者数			発生件数			死者数			発生件数			死者数			発生件数			死者数			
	3年	2年	増減	3年	2年	増減	3年	2年	増減	3年	2年	増減	3年	2年	増減	3年	2年	増減	3年	2年	増減	3年	2年	増減	
弘前市 署	弘前市	44	58	△14	0	1	△1	259	282	△23	1	0	1	5	4	1	1	2	△1	0	0	0	0	0	0
	藤崎町	4	3	1	1	0	1	24	39	△15	0	0	0	0	1	△1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	西目屋村	0	0	0	0	0	0	0	1	△1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	48	61	△13	1	1	0	283	322	△39	1	0	1	5	5	0	1	2	△1	0	0	0	0	0	0
大鰐交番 黒石署	大鰐町	1	4	△3	0	0	0	9	6	3	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
板柳署	板柳町	0	3	△3	0	0	0	27	21	6	0	0	0	0	2	△2	0	1	△1	0	0	0	0	0	0
合計	49	68	△19	1	1	0	319	349	△30	1	0	1	6	7	△1	1	3	△2	0	0	0	0	0	0	0

付表 3. 路線別交通事故発生状況

(単位：件、人)

年 区分 署別	路線別	令和 3 年					令和 2 年				
		発生件数	死者数	負傷者数	負傷者数		発生件数	死者数	負傷者数	負傷者数	
					重傷者数	軽傷者数				重傷者数	軽傷者数
弘 前 署	国 道 7 号	40	1	50	1	49	46	0	64	0	64
	国 道 101号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	国 道 102号	4	0	4	0	4	8	0	10	0	10
	国 道 339号	5	0	6	0	6	10	0	10	0	10
	主要地方道・ 県 道	123	2	150	7	143	118	2	140	11	129
	市町村道	151	0	187	9	178	206	1	230	21	209
	そ の 他	13	0	14	0	14	0	0	0	0	0
	小 計	336	3	411	17	394	388	3	454	32	422
黒石署 大鱧交番	国 道 7 号	5	0	5	1	4	5	0	6	0	6
	国 道 282号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	国 道 454号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	主要地方道・ 県 道	2	0	2	0	2	5	0	7	2	5
	市町村道	4	0	4	1	3	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	11	0	11	2	9	10	0	13	2	11
板 柳 署	国 道 339号	15	0	18	1	17	12	0	16	1	15
	主要地方道・ 県 道	5	0	6	0	6	7	0	7	0	7
	市町村道	4	0	4	1	3	5	1	4	0	4
	そ の 他	3	0	3	0	3	2	0	2	0	2
	小 計	27	0	31	2	29	26	1	29	1	28
合 計	374	3	453	21	432	424	4	496	35	461	

付表 4. 市町村別年齢別交通事故死者数

(単位：人)

年	署別	市町村別	死 者 数														合 計	
			幼 児	小 学 生	中 学 生	15 ～ 19	20 ～ 24	25 ～ 29	30 ～ 34	35 ～ 39	40 ～ 44	45 ～ 49	50 ～ 54	55 ～ 59	60 ～ 64	65 ～ 69		70 歳 以 上
令和3年	弘前署	弘前市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
		藤崎町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
		西目屋村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	3
	大鰐交番 黒石署	大鰐町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	板柳署	板柳町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	3	
令和2年	弘前署	弘前市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	3
		藤崎町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		西目屋村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	3
	大鰐交番 黒石署	大鰐町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	板柳署	板柳町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	4	

付表5. 各署別月別交通事故発生状況

(単位: 件)

年	署別	月別												合計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
令和3年	弘前署	33	40	32	26	21	26	24	25	28	22	24	35	336
	黒石署 大鱒交番	0	0	1	2	0	1	0	1	0	5	1	0	11
	板柳署	0	1	1	2	1	2	4	1	5	0	2	8	27
	合計	33	41	34	30	22	29	28	27	33	27	27	43	374
令和2年	弘前署	32	38	33	19	27	24	27	38	24	37	42	47	388
	黒石署 大鱒交番	1	0	1	1	2	2	2	0	0	0	0	1	10
	板柳署	4	3	2	1	0	4	1	3	2	4	0	2	26
	合計	37	41	36	21	29	30	30	41	26	41	42	50	424

付表6. 各署別時間別交通事故発生状況

(単位: 件)

年	署別	時間別												合計
		0 5 2	2 5 4	4 5 6	6 5 8	8 5 10	10 5 12	12 5 14	14 5 16	16 5 18	18 5 20	20 5 22	22 5 24	
令和3年	弘前署	3	2	5	29	53	39	43	48	61	43	7	3	336
	黒石署 大鱒交番	0	1	0	1	1	0	0	4	2	2	0	0	11
	板柳署	0	0	2	2	4	4	3	2	3	6	1	0	27
	合計	3	3	7	32	58	43	46	54	66	51	8	3	374
令和2年	弘前署	3	2	9	41	67	43	38	38	78	42	19	8	388
	黒石署 大鱒交番	0	0	0	0	3	0	2	1	3	1	0	0	10
	板柳署	0	0	1	5	2	5	3	2	4	3	1	0	26
	合計	3	2	10	46	72	48	43	41	85	46	20	8	424

付表7. 市町村別子どもの交通事故発生状況

(単位：人)

年	署別	市町村別	死者数				負傷者数				重傷者数				軽傷者数			
			幼	小	中	計	幼	小	中	計	幼	小	中	計	幼	小	中	計
			児	学生	学生		児	学生	学生		児	学生	学生		児	学生	学生	
令和3年	弘前署	弘前市	0	0	0	0	4	10	5	19	0	0	0	0	4	10	5	19
		藤崎町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		西目屋村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	4	10	5	19	0	0	0	0	4	10	5	19
	大鰐交番 黒石署	大鰐町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	板柳署	板柳町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	4	10	5	19	0	0	0	0	4	10	5	19	
令和2年	弘前署	弘前市	0	0	0	0	4	13	10	27	0	1	0	1	4	12	10	26
		藤崎町	0	0	0	0	0	3	4	7	0	0	0	0	0	3	4	7
		西目屋村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	4	16	14	34	0	1	0	1	4	15	14	33
	大鰐交番 黒石署	大鰐町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	板柳署	板柳町	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1
	合計	0	0	0	0	5	16	14	35	0	1	0	1	5	15	14	34	

付表8. 各署別特定運転者による交通事故発生状況（第1当事者になっているもの）

(1) 若年ドライバー（16歳～24歳）

(単位：件、人)

年 署別 区分	令和3年					令和2年				
	発生件数	死者数	負傷者数	重傷者数	軽傷者数	発生件数	死者数	負傷者数	重傷者数	軽傷者数
弘前署	44	0	52	1	51	47	0	56	1	55
黒石署大鱒交番	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0
板柳署	6	0	6	0	6	2	0	2	0	2
合計	51	0	59	1	58	49	0	58	1	57

(2) 高齢者ドライバー

(単位：件、人)

年 署別 区分	令和3年					令和2年				
	発生件数	死者数	負傷者数	重傷者数	軽傷者数	発生件数	死者数	負傷者数	重傷者数	軽傷者数
弘前署	97	2	109	7	102	103	1	118	12	106
黒石署大鱒交番	4	0	4	0	4	2	0	3	0	3
板柳署	4	0	4	2	2	10	0	11	1	10
合計	105	2	117	9	108	115	1	132	13	119

付表9. 各署別高齢者の死者数・負傷者数（65歳以上）

(単位：人)

年 署別 区分	令和3年				令和2年			
	死者数	負傷者数	重傷者数	軽傷者数	死者数	負傷者数	重傷者数	軽傷者数
弘前署	2	72	9	63	2	96	18	78
黒石署大鱒交番	0	9	0	9	0	5	2	3
板柳署	0	6	1	5	0	6	1	5
合計	2	87	10	77	2	107	21	86

付表10. 市町村別免許人口（令和3年12月末現在）

（単位：人、％）

市町村別	人口	免許人口（A）	人口（B）	比率（A／B）
弘前市	男	57,226	76,164	75.14
	女	53,150	89,877	59.14
	計	110,376	166,041	66.48
藤崎町	男	5,215	6,697	77.87
	女	4,768	7,721	61.75
	計	9,983	14,418	69.24
板柳町	男	4,630	5,681	81.50
	女	4,239	6,746	62.84
	計	8,869	12,427	71.37
大鱈町	男	3,212	3,800	84.53
	女	2,663	4,580	58.14
	計	5,875	8,380	70.11
西目屋村	男	480	573	83.77
	女	375	663	56.56
	計	855	1,236	69.17
合計	男	70,763	92,915	76.16
	女	65,195	109,587	59.49
	計	135,958	202,502	67.14

（人口は令和4年1月1日現在推計人口より）